

議会基本条例の構成イメージ

前文 条例の制定の趣旨、目的、基本原則

本文

章 名	条 文
総 則	○目的 ○議会の役割及び活動原則 ○議員の活動原則
市民と議会	○市民参加の促進、市民の多様な意見の反映 ○広報の充実 ○情報の公開
市長と議会	○市長等との関係 ○予算等の議会への説明
議会の運営	○会議の運営原則 ○会期等 ○委員会活動 ○質疑応答の基本原則 ○議員相互間の討議 ○会派の位置付け ○政策立案機能、調査機能の充実 ○図書室の充実
議員定数・議員報酬等	○定数等議会や議員の身分に関する原則

附則 施行期日

分科会の構成議員（案）

第一分科会（テーマ「わかりやすい議会」）

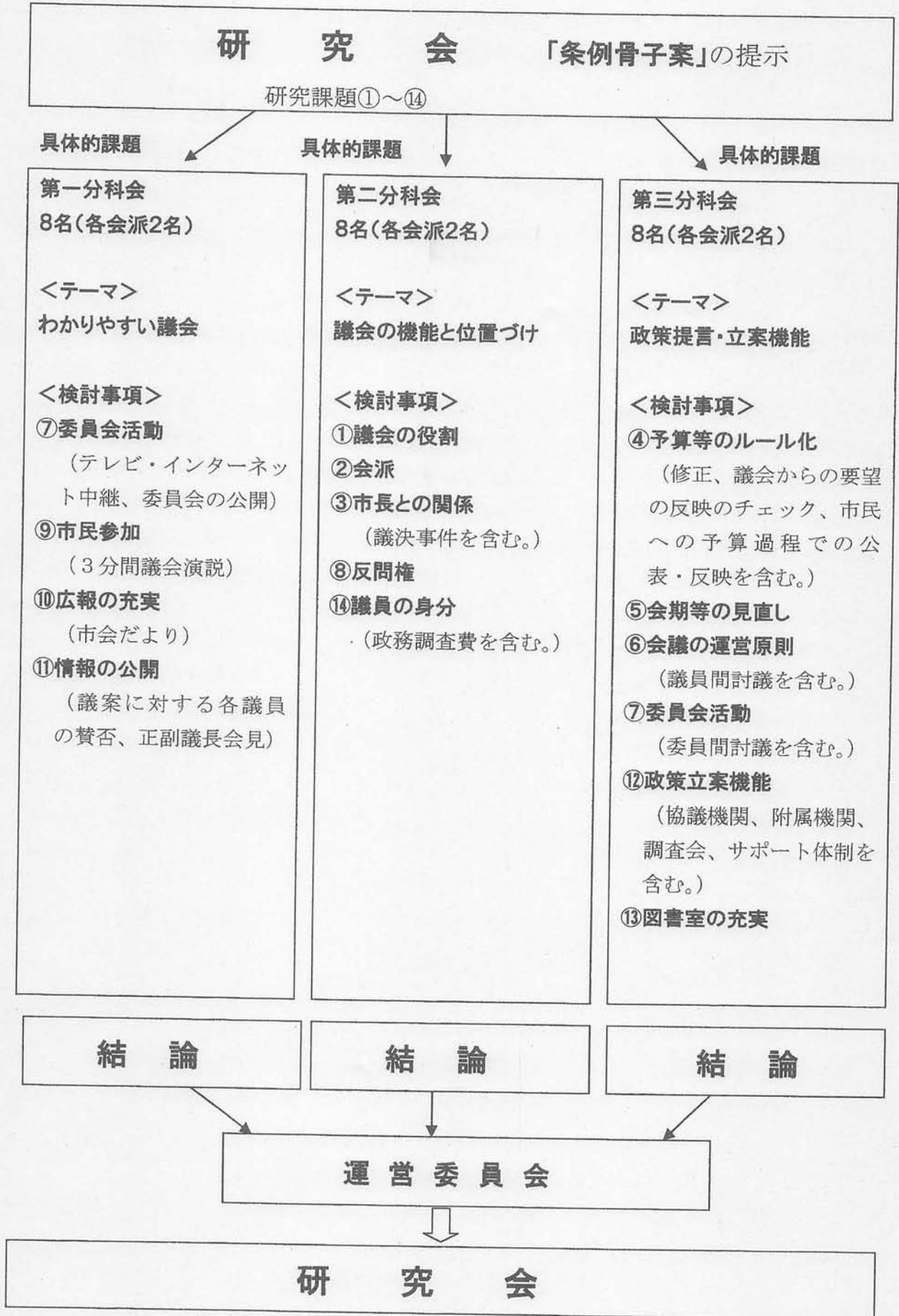
構成議員 鎌倉安男（民主）、小川としゆき（民主）
堀場 章（自民）、丹羽ひろし（自民）
小林祥子（公明）、こんばのぶお（公明）
かとう典子（共産）、山口清明（共産）

第二分科会（テーマ「議会の機能と位置づけ」）

構成議員 梅村邦子（民主）、おかどめ繁広（民主）
横井利明（自民）、中川貴元（自民）
ひざわ孝彦（公明）、田辺雄一（公明）
わしの恵子（共産）、江上博之（共産）

第三分科会（テーマ「政策提言・立案機能」）

構成議員 斎藤まこと（民主）、服部将也（民主）
ふじた和秀（自民）、小出昭司（自民）
ばばのりこ（公明）、長谷川由美子（公明）
田口一登（共産）、さとう典生（共産）



<名古屋市議会基本条例骨子座長案>

(目的)

第1条 この条例（以下「議会基本条例」という。）は、地方自治の本旨に基づき、市民の代表としての議会及び議員の活動の充実と活性化のために必要な基本的事項を定めることにより、二元代表制の下での議会と議員の役割を明らかにするとともに、市民に開かれた議会を作り、もって本市の住民自治と民主主義をさらに発展させることを目的とする。

(議会の役割及び活動原則)

第 条 議会は、次に掲げる役割を担う。

- (1) 議案等の審議及び審査により、本市の意思決定を行う。
- (2) 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務の執行について、監視及び評価を行う。
- (3) 市政等の調査研究を通じて、政策立案及び政策提言を行う。
- (4) 意見書、決議等により、国への意見表明等を行う。

2 議会は、前項の役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 市民の多様な意見を議会審議に反映させることは、議会活動の基本であり、市民の代表にふさわしい充実した審議と討論を行う。
- (2) 積極的に情報公開を進めるとともに、市民が参加しやすい開かれた議会運営を行い、様々な機会を活用して、市民への説明責任を果たす。
- (3) 充実した審議及び政務調査を通して、議会の本来の機能である政策決定を行うため、市長等とは常に必要な緊張関係を保持する。

(議員の活動原則)

第 条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、次に掲げる原則に基づき活動する。

- (1) 議員は、市民の意見を的確に把握し、市民の代表として議会で十分に審議と討論を尽くし、本市の意思決定を行う。
- (2) 議員は、自らの議会活動を市民にわかりやすく説明する。
- (3) 議員は、市民の代表として自覚をもって、研さん、研修等を通じ、常に自らの資質向上に努めるとともに、広い視点と長期的展望を持つて的確な判断を行う。
- (4) 議員は、高い倫理性を常に確立し、誠実かつ公正に職務を遂行する。

研究会の議論（○は研究会委員、●は学識経験者、□は両方の意見）

○議員は、直接民主主義で不足していることを間接民主主義により補完している。

議員の活動原則
趣旨

○市長は独任性に対し、議会は多様な意見を反映し、多くの市民の声を反映させるべきだ。

議会の活動原則
2項(1)

○市長の追認機関にならないように気をつけないといけない。

議会の活動原則
2項(3)趣旨

●組織運営において、コストがかからないようにすれば、個人に権限が集中し、その反省のもとに三権分立がある。

—

●民主主義は手間とコストがかかるが、これをかけることが市民の利益につながる。

—

●制度をかえたときの弊害を考え、慎重に考えるべきである。

—

(市民参加の促進、市民の多様な意見の反映)

- 第 条** 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会を確保する。また、議会活動に関する情報を市民に公開し、市民に対する説明責任を果たす。
- 2 議会は、市民 3 分間議会演説制度の実施、請願及び陳情の審査における口頭陳情の実施のほか、市民が議会活動に参加する機会を設ける。
- 3 議会は、市民の意見・知見を審査等に反映させるため、公聴会・参考人の制度等を活用する。
- 4 議会は、議会報告会を開催し、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握して、議会活動に市民の意見を反映させる。

研究会の議論 (○は研究会委員、●は学識経験者、□は両方の意見)	
□多様な意見を把握することは、重要なことである。	1
○地域・市民から求められるテーマやニーズを捉え、連携をとって推進すべきだ。	1・2・4
□議会を体験できる市民を増やすべきだ。	2
○傍聴、公聴会でも市民には意見の陳述の権利があるという理解をすべきだ。	2
○市民が参加する機会をどれだけ増やすかという数値目標を持った方がよい。	—
●市民が発言・提言できる時間的な保障をし、より充実した制度を検討すべきだ。	2、4
●広報等一方的な情報発信だけでなく、市民から意見を聞く双方向性を持たせるべきだ。	4
●争点を選んで可視化しないと市民を巻き込んだ議論が難しい。	1 趣旨

(広報の充実)

第 条 議会は、市会だより、ウェブサイト、インターネット中継等多様な広報手段を活用し、議会活動に関する情報を積極的に公開し、発信する。

2 市会だより、ウェブサイト等は、議会活動を市民にわかりやすく説明するため、議員で構成する編集委員会により編集する。

3 議会の広報の内容及びあり方については、常に検証し、充実する。

研究会の議論 (○は研究会委員、●は学識経験者、□は両方の意見)	
○市民が何を知りたいかを見極めて、正確・迅速に情報を発信する必要がある。	1
□情報発信手段としての第一歩として市会だよりのあり方を見直し、議員同士で議論したり、編集に議員も関与し本会議発言には、氏名を掲載したりすべきだ。	2
○市会だよりに対する経費と体制の充実が必要だ。	3
○テレビ中継も検討すべきだ。	1
○委員会の録画撮り、委員会インターネット中継、データ放送の活用を検討すべきだ。	1
●議会自らが議会での議論を伝える役割がある。	1・別条文 に規定
●争点を単純化、可視化して世論を形成する必要がある。	2趣旨
●上手に情報発信すれば、偏らない世論になる。	2趣旨
●議員が足、口を使って議論の内容を伝えることも重要である。	別条文に 規定

(情報の公開)

第 条 議会は、市民に対し情報を公開することを積極的に進めるため、あらかじめ会議等の日程、議題等を市民に周知する。

2 会議を休憩するとき、又は変更のあるときは、議会は、再開の時刻等の情報を傍聴者に周知する。

3 議会の会議等で用いた資料は、積極的に公開する。

4 議会は、市民が傍聴しやすい環境を整備する。

研究会の議論 (○は研究会委員、●は学識経験者、□は両方の意見)	
○発言者が誰なのか、傍聴者にもわかる工夫をすべきである。	—
○可能な限りリアルタイムに、情報を公開すべきである。	別条文で規定
○傍聴希望者が多い場合の工夫など、市民に議会体験の機会を増やすべきである。	4
□すべて公開にして、議会の発信力を高める必要がある。	別条文で規定
○議案についての各議員の賛否を明らかにすべきである。	—
○これまでの経過、予算の問題もあるが、情報の公開は、今すぐにもやれる改革である。	別条文で規定
○会議情報の公開の観点から、委員会の映像も許可することを検討すべきである。	別条文で規定
●委員会の開催日や傍聴手続がわかりにくい。	1
●市民の方を向いて議論していることを見えるようにすべきである。	4 趣旨

(市長等との関係)

第 条 議会は、二元代表制の下、議事機関としての立場及び機能を活かし、市長等との緊張関係を保ちながら、本市の意思決定を行うとともに、市長等の事務の執行について監視及び評価を行い、政策立案及び政策提言に取り組む。

2 議会は、その役割を適切に果たしていくため、市政に関する重要な計画、事業に関する基本的な計画等について、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事項として、別に定める。

研究会の議論 (○は研究会委員、●は学識経験者、□は両方の意見)	
○議会と市長との緊張関係の保持や高い倫理性の保持を入れるべきだ。	1の趣旨、別条文に規定
○市長が独断でできるものと、議会の議決が必要な事項を検討すべきだ。	2趣旨
○市長との関係も適正な会期の設定で検討できないか。	別条文に規定
●今回の議会と市長との対立は、本来予定されていた姿で望ましいものだ。	—

(予算等の議会への説明)

- 第 条** 市長等は、予算編成過程において、可能な限り、市民や議会への資料の公表に努める。
- 2** 市長等は、予算編成方針を定め、若しくは予算を調製したとき、又は市政に係る重要な政策及び施策を提案するときは、実施に係る財源措置、将来に亘るコスト計算等の資料を添えて、議会にそれらの内容をわかりやすく説明するように努める。
- 3** 市長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するに当たっては、施策別又は事業別のわかりやすい説明資料を作成するように努める。
- 4** 市長等は、予算の調製又は市政に係る重要な政策若しくは施策の立案に当たっては、議会の政策提言の趣旨を尊重しなければならない。

研究会の議論（○は研究会委員、●は学識経験者、□は両方の意見）	
＜予算の扱い＞	
○名古屋市民も税金・予算がどう反映されているか関心が高まっているので、早い段階から中身が見えるようにすることが大事だ。	1
○会派ごとに毎年予算要望を出しているが、各局にどう活かされているのか見えにくい。	2・3・4趣旨
＜予算審議＞	
○予算について、常任委員会ごとの審議だと個別具体的に議論できる利点があるが、局間に渡る総合的な予算の審議のあり方について議論が必要だ。	—
○他局に渡る議論もすべきで、年間を通じた議論や予算特別委員会で総括をして、常任委員会で個別にやるとか、議論を深める方法があってもいい。予算先議は法制化されていない。	—
○予算審議について、全議員が関わりを持ちながら局別なら局別で議論できている。	—
○代表質問で3日、委員会で1局3日の議論では解決できなければ、さらにもう1回本会議で包括的な質疑を一問一答でやる等、発想の転換が必要だ。	—
○予算については議員間討議・協議機関の設置等のシステムを考え、予算の修正や組みかえを市民に見えるようにするべきだ。	—
●途中で予算を検討する会期を設けるのはどうか。従来の委員会のほかに、議員の公約からこれぞというテーマ別の委員会があってもいいのではないか。	—
●予算・決算・財政はわかりにくいが見える形で議会で審議され、マスコミを通して市民に知らせて、選挙の判断材料となるような体制づくりが必要だ。	1・2・3趣旨
●予算審議は、市単年度発想ではなく、中期的な名古屋市のあり方を議論してほしい。	2・3趣旨
＜基本計画、実施計画＞	
○基本計画や実施計画等、地方自治法第96条第2項による議決を増やすべきだ。	別条文に規定

(会議の運営原則)

第 条 議会の運営に当たっては、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、民主的で円滑な運営を推進する。

2 議会の会議等は、公開を原則とする。

3 議会運営上の課題については、議会基本条例の趣旨にのっとり、議会運営委員会で協議し、調整する。

(議員相互間の討議)

第 条 議員は、議員相互間において、市民の多様な意見を反映した闊達な討議を尽くす。

研究会の議論 (○は研究会委員、●は学識経験者、□は両方の意見)	
○議会も市民の声を聴き、その上で議員同士の討論の場を設ける必要がある。	1
○選挙で選ばれた議員は、会派等に関係なく対等・平等に扱われるべきだ。	—
○請願審査について、議員が主体的に審議し、代表者の発言を原則とすべきだ。	別条文に規定
○議会の役職者の決め方は透明性が必要だ。	1 趣旨

(会期等)

第 条 議会は、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう、十分な審議日数を確保する。

2 議会は、前項の目的を達成するため、適切な会期を定める。

研究会の議論 (○は研究会委員、●は学識経験者、□は両方の意見)	
○審議日数200日以上を確保できれば、定例会に議員同士の議論が可能になる。	1 趣旨
□単に行政のチェックに止まらず、議会からも提案したり、現市長からの提案に対応するとなると審議に時間的な余裕が必要だ。	1 趣旨
○会期だけでなく、委員会の中で十分議論を尽くせる保障が必要だ。	1 趣旨
○年4回の定例会開催を通年議会とすると何が改善されるか課題を検証すべきだ。	2 趣旨
○請願・陳情・所管事務調査の審議を開会中に集中して行うべきだ。	1 趣旨
○会期中か否かに関わらず、議員が市民のもとに出かけて声を聴く時間の確保は必要だ。	—
●議会としてチェック機能を果たすためには、十分な審議日数の確保が必要だ。	1 趣旨
●通年議会は、議会の活性化につながる。	2 趣旨
●プロセスを議事日程、公聴会、議員同士の話し合い、閉会中審査等に仕分けして、それぞれ必要な日数を示して長さの問題をアピールする点も必要だ。	1 趣旨

(委員会活動)

第 条 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査の充実を図り、その機能を十分に発揮する。

2 委員会は、市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、調査を行うとともに、政策立案及び政策提言を行う。

3 委員会は、議案等の審査及びその所管に属する事務の調査に当たり、市長等に資料の提出を請求する。この場合において、市長等は、誠実に対応しなければならない。

4 設置目的を達成した特別委員会は、改組する。

研究会の議論 (○は研究会委員、●は学識経験者、□は両方の意見)	
○特別委員会について、議員は質問をするが、テーマの共有化はなく、議論が深まっていない。不必要ならカットするべきだ。	4
○委員の個人視察については、政務調査費があるから、やめるべきだ。	—
□委員会の傍聴人が7人を超える場合は別室で対応する等工夫が必要だ。	別条文に規定

(質疑応答の基本原則)

- 第 条 議員は、市長等の提出した議案等及び市政の課題について、会議等において市民にとって論点及び争点を明らかにするよう質疑し、又は質問する。この場合において、市長等は、誠実に答弁しなければならない。
- 2 会議等における議員と市長等の質疑応答については、議会は、必要に応じ一括質問一括答弁方式又は一問一答方式の効果的な方法を選択する。
- 3 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができる。

研究会の議論 (○は研究会委員、●は学識経験者、□は両方の意見)

- 議会のルール・議論のあり方をゼロベースで議論する必要がある。 —
- 本会議の質問時間の制限はやめるべきだ。議員間は平等である必要がある。 —
- 局別の質疑を変えていくべきだ。 —
- 市長の反問権は、質問の範囲内で認めるべきだ。 3

(会派の位置付け)

第 条 議員は、議会活動を円滑に実施するために、会派を結成することができる。

2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために調査研究を行い、必要に応じて会派間の調整を行い、合意形成に努める。

研究会の議論 (○は研究会委員、●は学識経験者、□は両方の意見)	
○5 大市は、政党別になっており、会派は必要なものだ。	1 趣旨
○会派の結成は、強制されるものではなく、条文化する場合には、文言に留意すべきだ。	1 趣旨
○市民に判断材料を出していくべきだ。	—
●会派位置づけを明確すべきである。	1・2 趣旨
●会派は、市議会の中で大きな違いがあるようには見えず、各々自分の判断でやってよい。	—
●会派は地方では機能していない。選挙時に会派で政策を掲げているわけではないし、違う考えの人が政党に入っていたりする。	—

(政策立案機能及び調査機能の強化)

- 第 条 議会は、市長等の事務の執行の監視及び評価並びに政策立案及び政策提言に関する議会の機能を強化する。
- 2 議会は、地方自治法第 100 条の 2 に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用する。
 - 3 議会は、議会活動に関し、専門的事項に関する調査が必要であると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置する。
 - 4 議員は、議員間における討議を通じて、政策立案、政策提言等を積極的に行うとともに、必要に応じ、検討会等を設けることができる。
 - 5 議会は、議会の政策立案能力を向上させ、議会機能の充実を図るため、議会活動を補佐する市会事務局を機能強化する。
 - 6 市長は、議員の調査研究及び行政の監視活動を充実させるために、議会から求めがある場合には、人員の配置、予算の計上その他の必要な措置を講ずるものとする。

研究会の議論 (○は研究会委員、●は学識経験者、□は両方の意見)	
○地方分権を進める上で政治主導は不可欠である。	1 趣旨
○特別委員会は、政策立案機能や調査機能を発揮すべきだ。	別条文に規定
○常任委員会の機能を強化・充実させ、政策立案をし、勉強会を開くことも考えられる。	4、別条文に規定
●政務調査費は、これだけもらわないとやれないことを示す必要がある。	別条文に規定
●財源を減らして議会が行革をするとこうなるというのをタウンミーティングでやってほしい。	—

(図書室の充実)

第 条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する市会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その機能を強化する。

2 議会は、市会図書室において、議会に関する情報を整理し、市民に対し情報を発信する。

研究会の議論 (○は研究会委員、●は学識経験者、□は両方の意見)

○図書室の充実について、議会の活動がすべてわかる形に整える必要がある。 1・2

(定数等議会や議員の身分に関する原則)

第 条 議員定数、議員報酬及び政務調査費に関しては、別に条例で定める。

これらの条例について、これを制定し、又は改廃するときは、議会基本条例の趣旨を踏まえ、議員がこれを提出する。

2 議員定数については、議会基本条例に定める議員の役割を果たし、市政に民意を反映できるよう、人口比例、他の同規模地方公共団体との均衡等を考慮し、別に条例で定める。

3 議員報酬については、本市の処理する事務の範囲、財政規模から議員が広範囲な責務を全うするには、議員活動に専念できる制度的な保障が必要であることを勘案の上、公選としての職務及び他の同規模地方公共団体との均衡等を考慮し、別に条例で定める。

4 政務調査費については、用途の透明性を確保し、調査研究活動が適切に行われるよう、別に条例で定める。

<定数>	
<input type="checkbox"/> 少数者の意見を守り、多様性のある声を反映させることが議員の役割である。	2趣旨
<input type="checkbox"/> 定数半減では民意を反映できないので、削減すべきではない。	2趣旨
<input type="checkbox"/> 議員は、市民の代表であるが、行政区の代表でもあるので、分区、合区などの区のあり方や広報の充実と同時に議論すべきだ。	2趣旨
<input type="checkbox"/> 行政区の代表という位置づけがあるので、行政区の最低限の定数2人は堅持すべきだ。	2趣旨
<input type="checkbox"/> 名古屋市の削減率は高く、現時点でも少数者の意見を反映しているのか疑問だ。	2趣旨
<input type="checkbox"/> 上限数を定めている法律の趣旨からも、これ以上は削減すべきでない。	2趣旨
<input type="checkbox"/> 各区の数字が精査されて75人になっている。	2趣旨
<input type="checkbox"/> 3万人をキーワードに定数を逆算すると75人は適正だ。	2趣旨
<input type="checkbox"/> 定数について、市民感情は「減らせ」だ。定数を減らして、待遇をよくしろという意見もある。	2趣旨
<input type="checkbox"/> 議員1人当たりの人口は何人にすれば適正な民意の反映になるのかを書いてよい。	2趣旨
<input type="checkbox"/> 定数については、名古屋市の減員率は高い。名古屋の議員にふさわしい	2趣旨

定数と報酬を考えるべきであり、拙速に結論を1、2ヶ月で出すべきではない。	
●県内で不均衡になってはおかしいので、エリアの中の平等は必要だ。	2趣旨
●一番少ない区を1人として、比例させるという考え方もある。	2趣旨
●通説では、定数は議会で決めるべきとされている。	1
●議会の意見は、一定程度尊重されるべきである。	1
●自分を支持した人だけのための存在であってはならず、これだけ定数を減員しているからいいという考えは安直である。その一方であまり減らすのはいけない。	2趣旨
●今の定数でいかに市民ニーズを把握するかが大事であるので、市議会の理念を達成するためのシステムを条文に反映させ、議会基本条例の中で議員の責務等を明確にするべきだ。	2趣旨
●定数を少なくするといいいこともあるが、1人区での選挙は小選挙区制になってしまう。	2趣旨
●市民が議員の存在を感じていないのが問題だが、定数が何人が妥当かは難しい。	—
●2大政党化が進む中で少数意見が反映されにくくなっている中で、どこまで少なくできるかを現実を考えないといけない。	2趣旨
●市長は、コストダウンのために定数減をいっているようには見えず、定数の削減について、コストだけで考えるのはよくない。	2趣旨
●都市間で定数の引き下げ競争になる可能性がある。	2趣旨
●定数半減が政治の質を高めることにつながるかどうかはわからないが、後世を考えて、それでよいのか。	2趣旨
●定数について、市長の発想は、他政令市もだめというものなので、政令市を比較してランクづけしても説得力がなく、市長とは違う発想での理念づくりが必要だ。	2趣旨
<報酬>	
○報酬があつてこそ、市民のためという思いは強く、報酬に高低や使い方を含め、市民の理解が得られる形で決めていきたい。	3
○外国地方議会の報酬だけの比較では公正な議論にならないので、比較すべきでない。	3
○議員が仕事に集中できる体制・待遇は必要だ。議員による改革と市長のいう改革とは質が違う。	3
●規模の大きな名古屋市で、議員をボランティアにしてちゃんとチェックできるのか疑問である。	3
●報酬を多くもらうかわりにしっかり働き、働かない人は次の選挙で落とすという考えもできる。	—
●他の政令市と比較しても名古屋市の報酬が高いわけではなく、定数も多いわけではない。	3
●議員のボランティア化は兼業が普通かどうかポイントであるが、名古屋市では難しい。	3
●選挙はお金がかかるので、それをどう担保するかが問題だ。	—
●市民への報告がないと、報酬が高いと思われてしまうので、頑張りを市民に伝える方法を議論してほしい。	別条文に規定